



TOKIO MARINE
NICHIDO

Total assist 超保険

改定のご案内

2023年4月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。

各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

住まいに関する補償について

■保険料の改定

(2022年10月改定)

- 自然災害リスクが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率^{*1}が改定されました^{*2}。また、東京海上日動における水濡れ事故や破損事故の増加等により、自然災害以外の保険金のお支払いも増加しています。
- このような状況を踏まえ、保険料水準を見直します。
- さらに、築年数^{*3}や保険の対象となる建物^{*4}に応じて、これまで以上にきめ細かい保険料体系とします。
- ご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

*2 2021年5月21日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

*3 築浅割引を廃止し、築年数1年ごとに異なる保険料を適用します。ただし、一定の築年数以上は一律となります。

*4 「共同住宅の一棟全体(賃貸マンション・アパート等)」を保険の対象とする場合と、それ以外の「一戸建住宅」や「共同住宅の自己の所有する専有部分や共用部分の持ち分」を保険の対象とする場合で異なる保険料を適用します。これに伴い、新たに区分所有建物区分を告知事項とし、区分所有建物区分を「一棟全体」から別の区分に変更する場合または別の区分から「一棟全体」に変更する場合は、通知事項とします。

図1：主な自然災害の保険金の推移

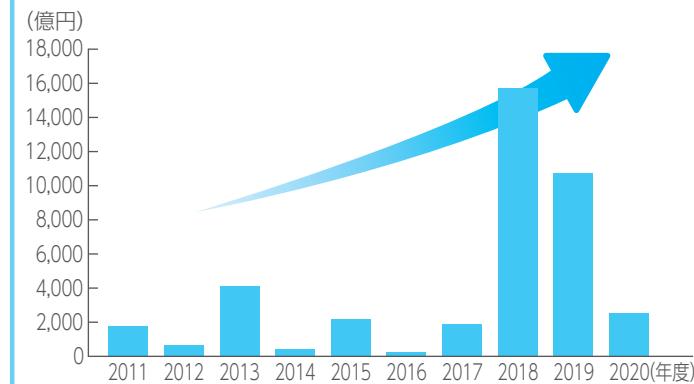


図1:一般社団法人日本損害保険協会の資料をもとに作成(全社計)

図2：自然災害以外の保険金の推移

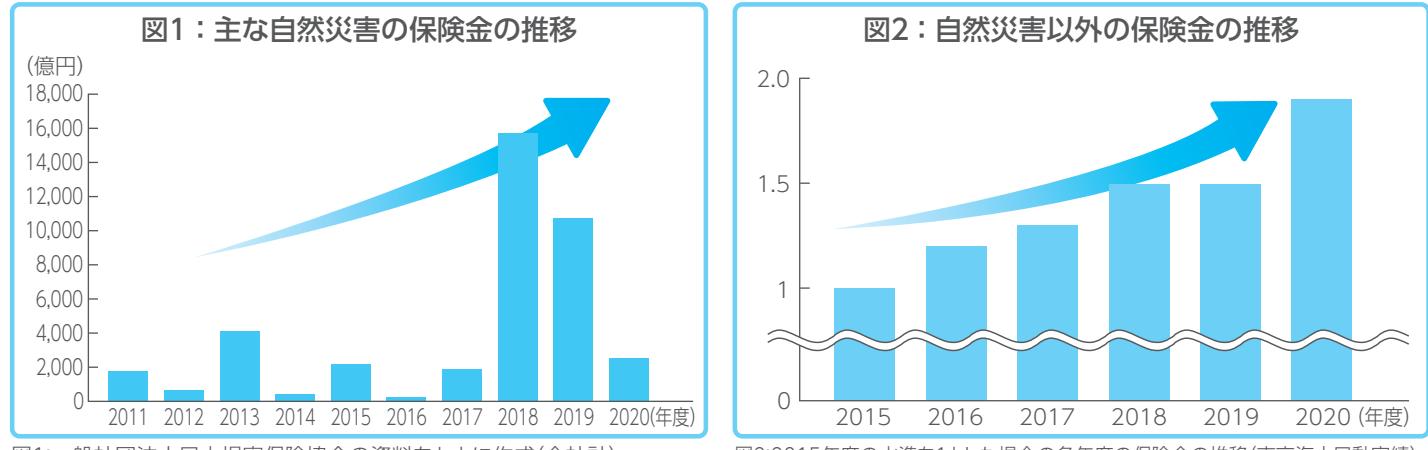


図2:2015年度の水準を1とした場合の各年度の保険金の推移(東京海上日動実績)

■水災初期費用補償特約の新設(水災リスクを補償する契約に自動セット)

(2022年10月改定)

近年、豪雨等により、全国各地で大規模な水害、土砂災害が多発しています。ひとたび水害等が発生すると、家屋への床上浸水被害やライフラインの供給停止により、一時的に避難所での生活を強いられる等、様々な費用支出が想定されます。

こうした背景を踏まえ、床上浸水等の水災による損害が生じ、保険金が支払われる場合、当座の生活資金として10万円を定額でお支払いする「水災初期費用補償特約」を新設し、水災リスクをご契約の場合に自動セットします。

【費用支出(例)】

- ・豪雨によって土砂崩れが起き、汚泥や土砂を撤去するために費用を支出した。
- ・豪雨によって土砂崩れが起き、家の中に土砂が流れ込んだため、清掃後に消毒を行った。
- ・自宅に住めない状態になってしまったため、復旧するまでの間はホテルに滞在した。
- ・車が水に浸かってしまい、使用することができなくなってしまったため、タクシーを利用した。

■建物の復旧に関する特約の新設(建物を保険の対象とする契約に自動セット) (2022年10月改定)

- 近年、お客様に対して「保険金の使い道は自由」と言って業者が勧誘し、偽装事故や経年劣化等の本来は保険金を受け取れない損害に対しても保険金請求を促し、お客様に法外な手数料を請求する等のトラブルが発生しています(トラブル事例については、日本損害保険協会ホームページをご参照ください。)。
- 業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求を抑制し、業者とのトラブル防止につなげるため、建物の保険金支払いに修理・復旧を要件とする「建物の復旧に関する特約」を新設し、建物を保険の対象とするご契約に自動セットします。なお、建物の修理について業者から勧誘された場合は、すぐに住宅修理サービス等の契約はせずに、代理店または東京海上日動にご相談ください。
- 本特約により、建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、東京海上日動が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります)。免責金額(自己負担額)を設定した場合や水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約した場合等、修理費の全額を保険金としてお支払いできないときも復旧が必要となりますのでご注意ください。

■その他の改定 (2022年10月改定)

下表のとおり改定を実施します。

家財補償特約における保険の対象への宅配物等の追加	従来、建物内 ^{*1} に収容されている家財を補償対象としていた家財補償特約において、建物内 ^{*1} に収容されず、敷地内 ^{*2} に所在する動産である宅配ボックスおよび宅配物を保険の対象に追加します。
臨時費用保険金の火災・風災・水災のみ補償特約の新設	「火災、落雷または破裂もしくは爆発」、「風災、雹災または雪災」、「水災」事故によって損害保険金が支払われる場合に、臨時費用保険金をお支払いする特約を新設します。
築年数が10年以上の建物を保険の対象とするご契約における建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の新規販売停止	築年数が10年以上の建物を保険の対象とするご契約について、建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の新規販売を停止します。
免責金額(自己負担額)に関する改定	<p>免責金額(自己負担額)について、以下の改定を実施します。</p> <p>(1)すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・免責金額(自己負担額)の選択肢として、新たに10万円、20万円、5万円~10万円(1事故目~2事故目以降)を追加します。・すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)を0円・5,000円・3万円のいずれかで設定した場合でも、破損等リスクおよび建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の免責金額(自己負担額)は5万円とします。 <p><5万円~10万円(1事故目~2事故目以降)とは??></p> <p>適用する免責金額(自己負担額)は、保険金を支払う事故の発生の時の順によって異なります(1事故目:5万円、2事故目以降:10万円)。なお、事故の種類が異なるものが発生した場合、それぞれ別の事故として通算して判定します(例:台風により風災、水災の順で事故が発生した場合は、風災に1事故目免責金額(自己負担額)を、水災に2事故目免責金額(自己負担額)を適用します。)</p> <p>(2)風災リスク・盗難・水濡れ等リスクにおける免責金額(自己負担額)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・風災リスク高額免責方式の選択肢として、新たに3万円、5万円を追加します。・盗難・水濡れ等リスクについて、盗難・水濡れ等リスク高額免責方式を新設します。なお、同方式における免責金額(自己負担額)の選択肢は、風災リスク高額免責方式(3万円、5万円、10万円または20万円)と同じです。・始期日時点で築年数が30年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)の建物を保険の対象とするご契約は、すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)を0円・5,000円・3万円のいずれかで設定した場合でも、風災リスク・盗難・水濡れ等リスクの免責金額(自己負担額)は5万円以上で設定していただけます。
普通保険約款および特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	従来、普通保険約款および特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)に規定していた「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。

*1 建物内には、軒下を含みます。

*2 囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをおきます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

■地震保険の保険料の改定 (2022年10月改定)

3段階の保険料改定の間に発生した保険料収入の不足の解消^{*1}や政府の研究機関による地震の研究データの見直し等を踏まえ、保険料を改定します。地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定はすべての損害保険会社共通のものです。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*1 地震保険の保険料は、3回(2017年1月、2019年1月、2021年1月)に分けて段階的に改定を行い、その間に発生する保険料収入の不足はその後の保険料改定で解消することとしていました。

■地震危険等上乗せ補償特約^{*1}の保険料の改定 (2022年10月改定)

地震保険の保険料が改定されることに伴い、住まいの補償の特約としてご契約いただく地震危険等上乗せ補償特約^{*1}の保険料についても改定します。都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(ご参考)

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、地震保険責任の一定額を民間保険会社が負担し、それを超える巨額な地震損害を政府が負担することにより成り立っていますが、超保険(新総合保険)の地震危険等上乗せ補償特約^{*1}にはこの仕組みがありませんので、地震保険と保険料体系が異なっております。そのため、一部の都道府県、構造では、地震保険と異なる改定率となります。

*1 総合補償条項の「地震危険等上乗せ担保特約」を含みます。

自動車に関する補償について

■人身傷害保険の改定

(2023年1月改定)

人身傷害保険において、事故によって重度後遺障害^{*1}が生じて介護が必要となった場合に、より充実した補償を可能にします。

①支払限度額の改定

人身傷害保険では、事故によって後遺障害が生じた場合、主に逸失利益・精神的損害・将来の介護料といった項目ごとに損害額を算定し、保険金をお支払いします。従来、ご契約いただいた保険金額が「無制限」以外の場合は、重度後遺障害^{*1}が生じて介護が必要となったときに保険金額の2倍を限度に補償していました。今般、より充実した補償をご提供できるように、ご契約いただいた保険金額が「無制限」以外であっても保険金額が「無制限」であるものとして取り扱うよう改定します。

重度後遺障害 ^{*1} が生じて 介護が必要となった場合の支払限度額	改定前	改定後
	保険金額の2倍を限度	無制限

②介護料(月額)の引き上げ

重度後遺障害^{*1}により、将来にわたって介護が必要となった場合は、将来の介護料を損害額として算定し、保険金をお支払いします。近年、賠償額の水準が高額化していること等を踏まえ、この「将来の介護料」を算定するための基準額である介護料(月額)を以下のとおり引き上げます。

	改定前	改定後
a.後遺障害等級第1級(常時介護)	16万円	17万円
b.後遺障害等級第2級または 後遺障害等級第1級(上記a.以外)	8万円	13万円
c.後遺障害等級第3級(普通保険約款 基本条項別表1の第3級(3)または(4))	8万円	9万円

*1 重度後遺障害とは、普通保険約款基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)の後遺障害をいいます。

■故障補償特約(搬送時)の新設

(2023年1月改定)

ご契約のお車に生じた故障損害について10万円を限度に修理費を補償する「故障補償特約(搬送時)」を新設します。

- ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカ一搬送された場合に、ご契約のお車に生じた故障損害について10万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が10万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。
- 本特約のみにかかる保険事故(ノーカウント事故との組み合わせを含みます。)については「1等級ダウン事故」として取り扱います。
- 本特約は以下①～④の要件をすべて満たすご契約に自動セット^{*1}します。

- ①記名被保険者を個人とするノンフリート契約であること
- ②車両保険(一般条件)をご契約いただいていること
- ③ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車のいずれかであること
- ④始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えている^{*2}こと

- 更新前契約に故障補償特約(搬送時)がセットされていない場合で、ご契約が自動更新されるときは、上記の要件を満たす場合でも、「故障搬送時車両損害補償特約の不適用に関する特約」がセットされ、「故障補償特約(搬送時)」の補償は対象となりません。
故障補償特約(搬送時)のセットを希望される場合は、代理店または東京海上日動までご連絡ください。

! 保証契約(メーカー保証や延長保証等)にご加入の場合等、「故障補償特約(搬送時)」の補償が不要な場合は「故障搬送時車両損害補償特約の不適用に関する特約」をご契約ください。

*1 「リースカー車両費用保険特約」をご契約の場合は自動セットされません。

*2 初度登録(初度検査)年月の翌月を1か月目とカウントします。

(例:初度登録年月が2015年12月の場合は、2023年1月1日以降を始期日とするご契約から自動セットされます。)

■保険料の見直し

(2023年1月改定)

- 2021年に損害保険料率算出機構^{*1}により参考純率^{*1}が改定されたことや、ご契約条件ごとの保険金お支払状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。

- 実際にお客様にご負担いただく保険料は、個々のお客様により引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

*1 損害保険料率算出機構は、損害保険の健全な発展を図るとともに、お客様の利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された中立機関です。損害保険の保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」からなりますが、損害保険料率算出機構はこのうち「純保険料率」を算出し、参考値として各保険会社に提供しており、これを「参考純率」といいます。

■記名被保険者の年齢別保険料区分の見直し

(2023年1月改定)

- 自動車に関する補償では記名被保険者の年齢別にリスク較差があることから、運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」で設定した場合は、記名被保険者の年齢に応じた保険料を設定しています。

- 記名被保険者年齢が60歳以上のご契約では、60歳未満のご契約と比較して年齢が1歳増えることによるリスク増加幅が大きいため、1歳刻みの料率区分を導入します。具体的には、記名被保険者年齢が60歳以上の場合、従来は「60歳以上65歳未満」、「65歳以上70歳未満」、「70歳以上75歳未満」、「75歳以上は一律」の4区分であったものを、「60歳以上85歳未満は1歳刻みの区分」、「85歳以上は一律」へ変更します。

■各種割引の改定

(2023年1月改定)

①ノンフリート等級別割増引率の改定

●2021年の参考純率改定にもとづき、ノンフリート等級別割増引率を見直します。

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	(新規等級)	
																					6S	7S
改定前	割増引率 ^{*1} (%)	無事故	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63
	事故有								-20	-21	-22	-23	-25	-27	-29	-31	-33	-36	-38	-40	-42	-44



等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	(新規等級)	
																					6S	7S
改定後	割増引率 ^{*1} (%)	無事故	+108	+63	+38	+7	-2	-13	-27	-38	-44	-46	-48	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-56	-57	-63
	事故有								-14	-15	-18	-19	-20	-22	-24	-25	-28	-32	-44	-46	-50	-51

*1 +は割増率、-は割引率を表します。

②新車割引の区分変更と割引率改定

●直近のリスク実態にもとづき、新車割引の割引率を見直します。

●等級区分について、従来の「6等級(S)」、「7等級(S)」、「6等級(S)・7等級(S)以外」の3区分から「6等級(S)」、「6等級(S)以外」の2区分とします。

新車割引の割引率	始期日の属する月の初度登録からの経過月数	改定前											
		6等級(S)			7等級(S)			6等級(S)・7等級(S)以外					
		対人	対物	人傷搭傷	車両	対人	対物	人傷搭傷	車両	対人	対物		
自家用普通乗用車	~25か月	38%	38%	40%	37%	16%	16%	19%	17%	8%	8%	11%	11%
	26か月~49か月	25%	30%	15%	29%	13%	13%	15%	11%	6%	6%	11%	11%
自家用小型乗用車	~25か月	28%	29%	40%	29%	15%	12%	25%	10%	7%	7%	18%	2%
	26か月~49か月	11%	28%	31%	23%	6%	10%	25%	10%	6%	4%	18%	2%

改定後							
6等級(S)				6等級(S)以外			
対人	対物	人傷搭傷	車両	対人	対物	人傷搭傷	車両
38%	36%	25%	34%	13%	11%	21%	9%
31%	30%	25%	29%	6%	6%	21%	9%
26%	27%	38%	36%	5%	9%	18%	13%
17%	27%	34%	13%	2%	4%	15%	13%

③運転者本人限定割引および運転者本人・夫婦限定割引の割引率改定

●2021年の参考純率改定にもとづき、割引率を見直します。

●従来は全担保種目で共通の割引率としていましたが、担保種目別のリスク較差を反映し、割引率を担保種目別に細分化します。

運転者本人限定割引	改定前 (全担保種目共通)		改定後
	対人	対物	
	8%		
運転者本人・夫婦限定割引	6%		
	7%		
	7%		

■エコノミー車両保険(自動車・動物+A)の補償拡大

(2023年1月改定)

●「エコノミー車両保険(自動車・動物+A)」の補償範囲を拡大して、自転車や人との衝突・接触等を補償対象とします。また、これに伴い保険料を見直します。

●「車両危険限定補償特約(自動車・動物)」の正式名称を「車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)」に変更します。また、「車両危険限定補償特約(A)」とあわせてご契約いただく場合のペッターネームを「エコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)」に変更します。

<衝突事故に関する補償範囲(主な事故例)>

衝突事故の相手	改定前 エコノミー車両保険 (自動車・動物+A)					改定後 エコノミー車両保険 (自動車・乗用具等+A)
	自動車・原動機付自転車	○	○	○	○	○
	自動車・原動機付自転車以外	飛来中・落下中の他物	○	○	○	○
		動物	○	○	○	○
		乗用具(自転車等)	×	×	○ NEW	○ NEW
		人	×	×	×	×
		建物やガードレール等の構築物(単独事故)	×	×	○ NEW	○ NEW

※改定後のエコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)では、上表に記載のない電車やキックボード等との衝突・接触も補償の対象です。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

■車両新価保険特約、車両全損時復旧費特約および車両全損時諸費用補償特約等の改定

(2023年1月改定)

(1)「車両新価保険特約」および「車両全損時復旧費特約」の改定

事故によりご契約のお車の代替として新たに自動車を取得する場合(以下、再取得といいます。)にお支払いする再取得時諸費用保険金について補償額を引き上げます。また、再取得を行わない場合であっても、ご契約のお車が修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合は補償対象とします。これにあわせて、保険金名称を再取得時等諸費用保険金に変更します。

(2)「車両全損時諸費用補償特約」の改定

「車両全損時諸費用補償特約」でお支払いする全損時諸費用保険金の下限を10万円に引き上げます。

※車両保険金額が10万円未満の場合、車両全損時諸費用不担保特約をご契約いただきます。

(3)「車両全損時諸費用保険金倍額払特約」の廃止

ラインアップ簡素化の観点から、「車両全損時諸費用保険金倍額払特約」を廃止します。

<「車両新価保険特約」、「車両全損時復旧費特約」および「車両全損時諸費用補償特約」でお支払いする各種費用保険金の額>

改定前			改定後		
車両新価保険特約/車両全損時復旧費特約 【再取得時諸費用保険金】			車両新価保険特約/車両全損時復旧費特約 【再取得時等諸費用保険金】		
新価・復旧費用限度額	再取得有	再取得無	新価・復旧費用限度額	再取得有	再取得無
300万円 < 新価 ^{*1}	30万円	—	100万円 < 新価 ^{*1}	新価 ^{*1} の20% (40万円限度)	新価 ^{*1} の10% (20万円限度)
100万円 < 新価 ^{*1} ≤ 300万円	新価 ^{*1} の10%	—	新価 ^{*1} ≤ 100万円	20万円	10万円
新価 ^{*1} ≤ 100万円	10万円	—	保険金額の10% (上限:20万円、 下限:5万円)	保険金額の10% (上限:20万円、 下限:10万円)	保険金額の10% (上限:20万円、 下限:10万円)

*1 車両全損時復旧費特約の場合は復旧費用限度額。

■車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)、ロードアシストの改定

(2023年1月改定)

(1)電気自動車またはガソリン・軽油を燃料としない自動車が、充電切れ・燃料切れとなった場合の補償を拡充します。

改定前		改定後	
【ロードアシストの燃料切れ時ガソリン配達サービスとして提供】 道路上で充電切れまたは燃料切れにより走行不能となった場合に最寄りの充電または燃料の補充が可能な場所まで搬送(原則保険期間中に1回)		【車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)として提供】 発生場所にかかわらず、充電切れまたは燃料切れにより走行不能となった場合に最寄りの充電または燃料の補充が可能な場所まで搬送(回数制限なし)	
補償対象外		補償対象	

(2)救急搬送時における車両搬送費用等を補償対象とします。

ご契約のお車は走行できるものの、運転者の方が事故で救急搬送されて、運転者の方がご契約のお車を移動させることができない場合に、ご契約のお車を修理工場等まで搬送する車両搬送費用や代替交通費用等を補償の対象とします(原則、東京海上日動の提携会社にて、レッカーカーを手配します。)。

※上記(1)(2)のいずれにおいても、搬送先の修理工場等について東京海上日動が事前に承認した場合は、車両搬送費用を無制限で補償します。

■ドライブエージェント パーソナル(2カメラ一体型)専用スマートフォンアプリの新設

(2023年1月改定)

ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約の2カメラ一体型ドライブレコーダー端末をご利用のお客様向けに専用スマートフォンアプリをご用意しました!

●専用スマートフォンアプリでは、以下のサービス・機能がご利用いただけます。

① クーポンチャレンジ	安全運転診断の得点に応じて年間最大1,000円程度のクーポンをご提供
② 安全運転情報の表示	安全運転診断の得点や急操作などの回数を表示



※専用スマートフォンアプリの詳細については、右の2次元コードからホームページにてご確認ください。

■その他の改定

(2023年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

項目	概要
(1)車両保険における車両搬送費用の改定	車両保険における車両搬送費用の補償上限額を、1回の事故について15万円とします。
(2)車内携行品補償特約等の改定	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害だけでなく、土地の振動等によって生じた損害についても補償対象外とします。
(3)賠償責任条項における原因者負担金の改定	「失火ノ責任ニ関スル法律」の適用にかかわらず、補償を受けられる方が法律上の損害賠償責任の生じない事故により原因者負担金(ガードレールの修理費用等)を負担した場合を補償対象とします。
(4)搭乗者傷害特約(一時金払)の傷害保険金倍額払特約の廃止	ラインアップ簡素化の観点から、本特約を廃止します。 ※本特約はご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合にご契約いただける特約です。

携行品・賠償・費用に関する補償について

■弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)の改定 2023年1月改定

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為（「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等）が追加されたことを踏まえ、補償の対象となる人格権侵害等（人格権侵害またはその他の侵害をいいます。）のうち、「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。

からだに関する補償について

■新型コロナウイルス感染症の取扱いについて 2023年5月8日以降の発病に適用

傷害定額の「特定感染症危険補償特約」、「特定感染症危険諸費用補償特約（感染症選べるアシスト）」および総合補償条項の「特定感染症危険担保特約」では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症^{*1}または指定感染症^{*2}を補償対象としております。

新型コロナウイルス感染症^{*1}は、2023年5月8日に感染症法上の位置づけが「五類感染症」に変更されたため、同日以降の発病は補償対象外となりますので、ご注意ください。

*1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。

*2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。

その他

■事故防止アシストの廃止 2023年1月改定

ラインアップ簡素化の観点から事故防止アシストを廃止します。

新規・更新契約と同様に、満期を迎えていない長期契約（総合補償条項）についても2023年1月1日以降の始期応当日（証券番号が更新される日）で順次提供を終了します。

■感染症選べるアシストの改定 2023年4月改定

感染症選べるアシストでご提供している下表のメニューのうち、「感染拡大防止グッズの送付（サービス）」を終了します。

メニュー	2023年3月31日以前始期契約	2023年4月1日以降始期契約
ご自宅の消毒費用等の「選べる費用」の提供 （「特定感染症危険諸費用補償特約」による補償）	合計5万円を上限にご提供します	左記に変更ありません
感染拡大防止グッズの送付（サービス）	ご提供します	ご提供しません

※2023年3月31日以前始期のご契約についても、2024年6月30日受付分をもってご提供を終了します。「感染症選べるアシスト」のご利用条件に該当し、グッズ送付をご希望される場合はお早めにご連絡ください。

「感染拡大防止グッズの送付（サービス）」は、新型コロナウイルス感染症の流行当初にマスクや消毒液等の供給が不足していた状況を踏まえ、ご提供してまいりましたが、現在は供給が安定しており入手が容易となっております。

こうした社会環境の変化を踏まえ、今般、サービスを終了することとしました。

<Web約款のご案内>

地球環境保護等の観点から、2023年1月1日以降始期契約より、「ご契約のしおり（約款）」については、原則Web（ホームページ）で閲覧いただく方式としています。

ご契約のお申込みに際しては、書面での閲覧をご希望される場合にのみ申込書等の所定の欄に「✓」印を付けていただきます。

なお、更新前契約において書面での閲覧方式を選択されている場合で、ご契約が自動更新されるときは、次回も冊子の約款を送付します。

次回更新時にWeb（ホームページ）での閲覧を希望される場合は、代理店または東京海上日動までご連絡ください。

MEMO

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、住まいの保険、地震保険、東京海上日動あんしん生命でのお受けとなる所定の生命保険	車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約
故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約	車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約
エコノミー車両保険 (自動車・動物+A)	車両危険限定補償特約(自動車・動物)および車両危険限定補償特約(A)をセットした車両保険	ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約	事故発生の通知等に関する特約
エコノミー車両保険 (自動車・乗用具等+A)	車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)および車両危険限定補償特約(A)をセットした車両保険	弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)	弁護士費用等補償特約(日常生活・人格権侵害等)

※このチラシは、超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-110-894**

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

 **0120-560-057**

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-323-523**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時 (年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp